

平成30年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者B日程 試験問題

刑事法系（刑法，刑事訴訟法）

<解答上の注意>

1. 問題冊子は，表紙を含め4枚である。
2. 問題には，問題1と問題2がある。配点は，問題1が60点，問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は，問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し，また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお，整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後，問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は，黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 司法試験用六法は貸与品なので，折り曲げや書込みをしないこと。なお，書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後，解答用紙と貸与した六法を回収するので，指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は，すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2 問とも解答すること。）。

〔設 問〕 1

Xは、通常の判断能力を有する成人男性であるが、甲が放し飼いにしている甲の飼い犬Aについて、法解釈を誤り、放し飼いにされている犬は他人が飼っているものであっても殺してかまわないと考え、Aを殺害した。

Xの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く。）。

〔設 問〕 2

Yは、乙に10万円を貸していたものの、返済期限が過ぎても返済がなされてなかったことから、乙に対して「今すぐに10万円を返せ。そうでないと、痛い目にあわせるぞ。」と告げて要求し、Yを恐れた乙から10万円を受け取った。

Yの罪責を論じなさい（特別法違反の罪を除く。）。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の事例を読み、後記設問に答えなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

【事 例】

警察官 P らは、被疑者 X が宅配便を利用して覚せい剤を入手しているとの情報を得て捜査していた。そして、覚せい剤取締法違反事件（所持）につき、別紙の搜索差押許可状の発付を得たので、平成 29 年 11 月 15 日午前 8 時頃 X 方（〇〇市〇区〇〇〇 △丁目△番地△号 〇〇マンション 501 号室）に赴き、応対に出た X に対して上記許可状を示したうえで、X 方での搜索を開始した。

搜索執行中の同日午前 9 時頃、宅配便業者が X 宛ての厚みのある封筒（以下、「本件封筒」という。）を配達しに来た。X は X 方玄関で受取伝票に印鑑を押してこれを受け取り、居室内の机の上に置いた。本件封筒は、ガムテープで封がされていた。

そこで P は、本件封筒のガムテープをはがして本件封筒を搜索した。すると、白色粉末の入ったビニール袋が発見された。X の同意を得て試薬検査を行ったところ、この白色粉末は覚せい剤であることが判明したので、P はこれを差し押さえた。

〔設 問〕

下線部の搜索の適法性について論じなさい。なお、試薬検査及び差押えの適法性については論じなくてよい。

《次頁に続く》

(別紙)

捜 索 差 押 許 可 状	
被疑者の氏名 及び年齢	X 平成〇〇年〇月〇日生 (〇〇歳)
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	〇〇市〇区〇〇〇 △丁目△番地△号 〇〇マンション501号室 X方
差し押さえるべき物	覚せい剤, 覚せい剤分包袋類
捜索差押えに関する 条 件	
有 効 期 間	平成 29 年 11 月 20 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。被疑者に対する上記被疑事件について、上記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
平成 29 年 11 月 14 日 H 地 方 裁 判 所 印 裁 判 官 某 ㊞	
請求者の官公職氏名	〇〇県〇〇警察署 司法警察員警部 P

《問題2 以上》
《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

設問 1 は、違法性の意識またはその可能性について、犯罪の成立要件における意義を問うとともに、事例処理能力を問うものである。

設問 2 は、権利行使に伴い脅迫行為がなされた場合に、恐喝罪の構成要件該当性、及び、違法性が阻却される場合の要件について問うものである。

問題 2

令状による搜索差押えの執行中に「搜索すべき場所」に配達され受領された荷物について、当該令状の効力が及ぶかを問うものである。